

Monthly Letter

2014 May



企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い

オフィス石野

お問い合わせ info@of-i.jp



052-211-5185



052-211-5186

名古屋市中区丸の内2-10-30 インテリジェント林ビル 2F

中小企業における「賃金」と「雇用」の状況は？

◆中小企業のほうが賃金改善に前向き？

帝国データバンクが発表した「2014年度の賃金動向に関する企業の意識調査」の結果によると、賃金改善を見込んでいる企業の割合は46.4%（前年度比7.1ポイント増）で、2006年の調査開始以降、最高の見通しとなったそうです。賃金改善が「ある（見込みを含む）」と回答した割合は、意外にも大企業よりも中小企業のほうが高く、47.6%でした。

改善内容については、「ベースアップ」（34.0%）、「賞与（一時金）」（27.8%）が上位を占めました。こちらも中小企業のほうが割合は高く、「ベースアップ」（35.5%）、「賞与（一時金）」（28.2%）となりました。

◆3社に1社は給与水準アップ

また、日本政策金融公庫総合研究所が行った「全国中小企業動向調査」の結果では、正社員の給与水準（2013年12月時点）を前年同月と比較し、「ほとんど変わらない」と回答した企業の割合が64.2%で最も多かったです。また、「上昇した」と答えた企業の割合も34.1%ありました。賞与についても、「ほとんど変わらない」と回答した企業の割合が56.0%で最も高かったです。賞与についても「増加」と答えた企業も29.3%ありました。賃金総額（2013年12月時点）の前年同月比は、「増加」と答えた企業の割合が46.0%、「ほとんど変わらない」が43.8%でした。

◆約3割の企業で正社員が増加

次に、従業員数（2013年12月時点）の前年同月比は、正社員では「変わらない」と答えた企業の割合が51.4%、「増加」と答えた企業の割合は31.5%でした。

正社員が増加した理由を見ると、「将来の人手不足に備えるため」が47.3%でトップ、「受注・販売が増加したため」（36.3%）、「受注・販売が今後増加する見通しのため」（28.9%）が続きました。

ハローワークの求人票に苦情多数！ 厚労省が対策強化

◆7,000 件以上の苦情

ハローワーク（公共職業安定所）で公開している求人票の記載内容が、実際の労働条件とかけ離れているという苦情が多いようです。

いわゆる「ブラック企業」が社会問題となっている昨今、求人票との食い違いがブラック企業への入り口になっているとの指摘を受け、厚生労働省が平成 24 年度に全国のハローワークに寄せられた申出について調査したところ、求人票の記載内容と実際の労働条件が異なるといった申出が 7,783 件に上ったそうです。

◆どんな苦情が多かったか？

求人票の記載内容に関する求職者からの申出・苦情等の具体的な内訳を見てみると、「賃金に関すること」(2,031 件)、「就業時間に関すること」(1,405 件)、「選考方法・応募書類に関すること」(1,030 件) が上位を占めました。

その他にも、「雇用形態」「休日」「社会保険・労働保険」に関することなどについての苦情も多かったようです。

◆厚労省が相談を呼びかけている事例

厚生労働省では、ハローワークで公開している求人票の記載内容が実際の労働条件と大きく違っていた場合には、「ハローワーク求人ホットライン」で相談を受け、事実確認のうえ、会社に対しは正指導を行っていくとのことです。

具体的に同省が相談を呼びかけている事例としては、「面接に行ったら求人票より低い賃金を提示された」、「採用の直前に求人票にはなかった勤務地を提示された」、「『あり』となっていた雇用保険、社会保険に加入していない」などが挙げられています。

◆記載内容をめぐる具体的な対策

これらの状況を踏まえ、今後は以下の対策を行い、求人票の記載内容の正確な把握に努め、求職者の期待と信頼に応えられる職業紹介・就職支援を行っていくそうです。

- (1) ハローワーク求人ホットライン（求職者・就業者専用）の開設
- (2) ホットラインへの申出について事実確認と必要な指導などを徹底
- (3) 申出の集計・分析を行い、未然防止策の検討・実施に活用

20分で8時間分の疲労回復効果!?

侮れない「昼寝」の効用

◆健康づくりのための「睡眠」のポイント

11年ぶりに改定されることとなった「健康づくりのための睡眠指針」では、若年・勤労・熟年の世代別に、年齢等に応じた睡眠のポイントを示しています。

勤労世代については、疲労回復・能率アップのため、毎日6時間以上8時間未満の睡眠を取るようアドバイスしています。睡眠不足が続くと「寝だめ」で回復を図ろうと考えがちですが、効果はないとしています。

また、就業時間中に眠気が生じた場合には、午後早めの時間に30分以内の昼寝をすると作業能率の改善に効果的であるとしています。

◆短時間睡眠「パワーナップ」の効用

「パワーナップ」とは、アメリカの社会心理学者ジェームス・マースが提唱する睡眠法で、時間当たりの睡眠の効用を最大限に引き出す方法とされています。

昼食後、午後3時までの間に20分の仮眠を取ると、8時間寝たのと同じくらいの疲労回復効果があり、その後の作業効率が上がるとしています。

アメリカ海兵隊にも取り入れられるほど浸透しているようで、オーストラリアでもドライバーの疲労による事故リスクを軽減するため、15分ほどのパワーナップを勧めているところがあるそうです。

◆職場で実践する場合のやり方

最も効果的なのは、昼休みの前半にランチを食べ、コーヒーを飲んでから後半に20分の昼寝をする方法です。寝る前にコーヒーを飲む理由は、コーヒーに含まれるカフェインの効果が目覚める頃に現れるようにするためです。

寝る時の姿勢は、椅子にもたれるか机に突っ伏すのが良いとされています。横になるとすぐに深い眠りに落ちてしまい、20分で起きるのが難しくなってしまうからです。

そして、最も重要なのは「20分」という時間を守ることです。昼寝時間が長くなると深い睡眠に入ってしまう、起きることが難しくなってしまいますし、夜の睡眠にも悪影響が出てしまいます。

睡眠不足が続いて疲れを感じるというときには、ぜひ試してみてください。

改正安衛法案に盛り込まれている

「ストレスチェック」実施による企業への影響

◆改正法案の内容

今国会で成立する見込みの「改正労働安全衛生法案」ですが、そのうち、最も注目されている項目は「ストレスチェック制度の創設」です。

その内容は次の通りです。

- ・労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師・保健師等によるストレスチェックの実施（希望者のみ）を事業者に義務付ける。ただし、従業員 50 人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ・ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いたうえで、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

◆改正法案成立に伴う企業への影響

改正法案が成立した場合、企業にはどのような影響があるのでしょうか？

まず、ストレスチェックは健康診断の際に行われることが想定されるため、健診項目が増えることにより健診にかかる費用がアップする（企業の負担が増える）ことが考えられます。

また、今まで潜在化していた従業員の精神疾患（うつ病など）がストレスチェックの実施を契機に顕在化することも考えられますので、これらの従業員への対応（労働時間の短縮、担当業務の見直し、休職制度の適用、労災申請への対応等）が迫られる可能性もあります。

いずれにしても、施行日（ストレスチェック制度の創設については「公布から1年6カ月」）に向け、対応を検討しておくことが必要だと言えるでしょう。

オフィス石野よりひとこと

1年中で最も過ごしやすい季節、5月がやってきましたね。

さて、今月のテーマに取り上げたストレスチェック。「いったいどんなことするのだろう？」という好奇心から、つい先日、私とスタッフ2名で実際に体験してきました～～！

まず、ストレスチェックでは、睡眠などをはじめとする健康面や、他人と比べ自分をどう評価しているかなどの感情面について、自分自身が5段階評価でチェックを行います。

そして、その分析結果をもとに、臨床心理士さんのカウンセリングも受けてみることに……。

結果としては、「全員が問題なし」でしたが、体調管理や感情コントロールのコツなども指導していただき、メンタル不調の予防にじゅうぶん使える！という感想を持ちました。

ところで、根をつめるタイプが多い当事務所では、いかんせん休憩下手が多いよう……。

とりあえず、「強制的にお茶タイム」でも作ろうかな～。何事も「気づき」と「改善」が大切ですね。